

秘書業務に係る労働者派遣に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

秘書業務に係る労働者派遣について、労働者派遣事業者からのプロポーザル（企画提案）により、派遣元事業主の業務遂行能力や派遣料金等を総合的に審査し、最も適格な労働者派遣事業者を選定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

秘書業務に係る労働者派遣業務

(2) 就業場所

埼玉県庁（さいたま市浦和区高砂3-15-1）

※職員会館、衛生会館、危機管理防災センターを含む。

(3) 派遣期間

令和2年9月1日から令和5年8月31日まで

埼玉県は、上記派遣期間にかかわらず、令和3年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 業務内容

別紙「秘書業務に係る労働者派遣業務 仕様書」のとおり

(5) 現行契約時間単価（参考）

1人あたり1時間 1,990円（税抜き）

※ 本事業には別途予定価格が定められており、「秘書業務に係る労働者派遣に関する企画提案書」（第2号様式）に記載される「派遣料金」が予定価格以内である場合に、審査への参加及び契約を可能とする。また、「派遣料金」が予定価格を超える場合は審査を行わない。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(9)までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「公営企業財務規程」という。）第120条及び埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年流域下水道事業管理規程第17号。以下「流域下水道事業財務規程」という。）第168条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

(3) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成16年法律第75号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和2年3月31日施行）に基づき、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者のうち、営業品目（大分類）が「その他の業務」、営業品目（小分類）が「人材派遣業務」に登録された者であること。
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (8) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 個人情報の保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定等、第三者機関の認証を受けている者であること。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
「秘書業務に係る労働者派遣に関する公募型プロポーザル」企画提案書等の提出について（第1号様式）（※住所、名称、代表者氏名及び印は、本社の住所、社名、代表取締役及び代表者印としてください。）	1部
秘書業務に係る労働者派遣に関する企画提案書（第2号様式） ※企画提案書作成にあたっては、フォントを10.5ポイントとしてください。また、自社制作のリーフレットなど資料を添付しても構いません。派遣料金については、可能な限り算定根拠を示してください。	13部（添付資料についても13部） ※併せて、企画提案書についてE-mailで下記提出先にファイルをお送り下さい。
秘書業務に係る労働者派遣契約実績書（第3号様式） ※令和2年度は1年間の見込額を記載してください。 ※社内規定等により、掲載できない事項についてもなるべく代わりとなる指標を記載してください。（例：契約企業名が記載できない場合には、業種と資本金、売上等）この場合、その指標が何を意味するものかを明確にしてください。	1部
一般労働者派遣事業許可証の写し又は受理された旨が記載された特定派遣労働者事業届出書の写し/労働者派遣事業許可証の写し	1部
会社概要（会社案内、パンフレット等）	13部
法人の定款の写し及び登記事項証明書（提出日前3か月以内に取得したもの）	各1部
法人の決算関係書類 ※ 過去2箇年分の貸借対照表及び損益計算書	各1部
法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明	各1部

<p>書（その3の3）を提出してください。また、法人県民税及び法人事業税は、埼玉県県税事務所発行の直近2事業年度分の納税証明書を提出してください。</p> <p>※本店が都内にある場合、都税事務所の納税証明書は必要ありません。</p>	
<p>個人情報保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止に関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定等、第三者機関の認証を受けていることを証明するもの（認定証等）の写し</p>	<p>1部</p>

(2) 提出方法

郵送（配達証明）又は宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。（ただし、信書扱いとすること）

(3) 提出期限

令和2年5月22日（金）（必着）

※提出後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

(4) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県企画財政部改革推進課 行政管理担当

TEL 048-830-7312

FAX 048-830-4712

E-mail a2440-02@pref.saitama.lg.jp

5 契約先候補者の決定方法

(1) 応募者が多数（概ね3者を超えるとき）の場合には、次のとおりとする。

①第1次審査（書類審査）

- ・企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。
- ・第1次審査の結果は、応募者全員に令和2年6月2日までに E-mail で連絡する。
- ・第1次通過者には、第2次審査（プレゼンテーション）を行う。

②第2次審査（プレゼンテーション）：令和2年6月11日（木）

- ・基本的に企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションの時間を30分、質疑の時間を概ね30分とする。
- ・プレゼンテーションの参加者は、2名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、必要に応じてパソコン（パワーポイント等）、プロジェクター等を使用することができる。パソコン等を使用する場合の取扱いについては、第1次審査の結果の際に併せて通知する。
- ・プレゼンテーションの日時等は、第1次通過者に第1次審査の結果とともに E-mail で連絡する。
- ・第2次審査の結果は、令和2年年6月末日までにプレゼンテーション実施者全員に E-mail で連絡する。

(2) 応募者が多数（概ね3者を超えるとき）とならない場合には、次のとおりとする。

- ・基本的に企画提案書の内容について、プレゼンテーションのみを実施：令和2年6月11日（木）
- ・プレゼンテーションの時間を30分以内、質疑の時間を概ね30分とする。
- ・プレゼンテーションの参加者は、2名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、必要に応じてパソコン（パワーポイント等）、プロジェクター等を使用することができる。
- ・プレゼンテーションの日時やパソコン等を使用する場合の取扱い等は、令和2年5月下旬に応募者全員に E-mail で連絡する。
- ・審査の結果は、令和2年6月末日までにプレゼンテーション実施者全員に E-mail で連絡する。

6 契約先候補者の決定

埼玉県は、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、個人情報保護体制や派遣料金、労働者の事故等に備えた対応及びトラブル発生時の対応等を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者（以下「候補者」という。）に決定する。

7 契約の相手方の決定方法

埼玉県は、候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による労働者派遣契約を締結する。

なお、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が労働者派遣契約を締結するまでの間に、3に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、総合点が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。

8 公募型プロポーザルに関する質問

質問は、「秘書業務に係る労働者派遣に関する公募型プロポーザルについての質問票（第4号様式）」により、令和2年5月15日（金）正午までに、E-mailにより、埼玉県企画財政部改革推進課行政管理担当まで提出すること（提出先は、4（4）参照）。

質問に対する回答は、令和2年5月19日（火）までに質問者及び参加予定者に対し E-mail により通知する。

9 企画提案書等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

10 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約金額に、契約保証金の率（100分の1以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項、公営企業財務規程第110条第2項及び流域下水道事

業財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

なお、上記契約金額とは、派遣期間において（令和2年9月1日～令和5年8月31日）次の計算式で求めた額の合計額をいう。

【知事部局分】

$(\text{契約時間単価} \times 8(\text{就業時間}) \times 730(\text{総就業日}) + \text{契約時間単価} \times 1.25(\text{残業割り増し率}) \times 432(\text{予定総時間外勤務時間})) \times 11(\text{派遣人数}) \times 110/100$ （1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

【企業局分・下水道局・教育局】

$(\text{契約時間単価} \times 8(\text{就業時間}) \times 730(\text{総就業日}) + \text{契約時間単価} \times 1.25(\text{残業割り増し率}) \times 432(\text{予定総時間外勤務時間})) \times 1(\text{派遣人数}) \times 110/100$ （1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

- (4) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (5) この公募型プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 今後の新型コロナウイルス感染防止対策の状況を鑑み、審査の方法について変更する場合がある。

11 問い合わせ先

埼玉県企画財政部改革推進課 行政管理担当

担当者 齋藤・西田

TEL 048-830-7312

FAX 048-830-4712

E-mail a2440-02@pref.saitama.lg.jp